

秋田県告示第482号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年9月11日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 処分をした年月日
令和8年8月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社大村土木
山本郡三種町鵜川字谷地の上128番地8
代表取締役 大 村 政 孝
秋田県知事許可（般－6）第9637号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和8年8月28日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。